

障害基礎年金について

申・問 長崎北年金事務所 ☎095-861-1354
 長崎南年金事務所 ☎095-825-8701
 健康保険課年金係 ☎095-801-5821

国民年金加入中に、病気やケガ、心の病などのために重い障害が残り、国民年金法により定められた障害等級表1級・2級の状態にある時に支給される年金です。

<障害基礎年金額(令和7年度)>

対象者	1級	2級
昭和31年4月2日以後生まれの方	1,039,625円	831,700円
昭和31年4月1日以前生まれの方	1,036,625円	829,300円

子の加算額	
2人まで	1人につき 239,300円
3人目以降	1人につき 79,800円

※子の加算額は、障害基礎年金受給者に生計を維持されている子（18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子）がいるときに加算されます。

<障害基礎年金を受けるための要件>

次の1～3のすべての要件を満たした場合に支給されます。

- 初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）において、国民年金の被保険者であること。または60歳以上65歳未満の方（年金制度に加入していない期間で、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）で、日本国内に住所を有していること。
- 保険料の納付要件を満たしていること。（20歳前の年金未加入期間に初診日があるときは納付要件不要）
- 障害認定日において、法令で定められた障害等級表による1級、または2級の障害であること。
※障害認定日とは、病気やケガにより初めて医師の診療を受けた日（初診日）から原則として1年6か月を経過した日。または、1年6か月前に症状が固定した日。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）でご確認ください。

消費者注意報

戸籍の氏名にフリガナをつける

「戸籍法改正」に伴う詐欺にご注意！

改正戸籍法の施行（2025年5月26日）により、各市町村から各世帯宛に戸籍に記載する予定の氏名についての「フリガナ」が通知されることとなっています。このフリガナに誤りがある場合は届け出をすることとなっていますが、この届け出を悪用したニセ電話詐欺にご注意下さい。フリガナの届け出にあたって、法務省や市区町村から確認の電話や金銭を支払うように要求することはありません。

詐欺を見抜くポイント

- 通知するにあたって町職員から個人宛に電話することはありません。
医療費の払い戻しがあると言ってだます「還付金」詐欺と同じように職員を騙ってのニセ電話も想定されます。職員が各世帯に電話にて通知などしません。
- 届け出に手数料はかかりません。
通知されたフリガナが誤っている場合に届け出は必要ですが、この届け出に手数料はかかりません。
- 届け出をしなくとも罰則はありません。
届け出をしなくても通知された氏名のフリガナがそのまま記載されるので、罰則はありません。
- 不審に思ったら町担当窓口および最寄りの警察署、交番にご相談ください。
フリガナの確認や届け出に関して、不審なハガキや電話を受けたら直接、役場の窓口担当に確認したり、警察にも相談しましょう。

★ご相談や困りごとは、長与町役場消費生活相談窓口または長崎県消費生活センターへご連絡ください。
長与町消費生活相談窓口（☎095-883-1111 代表） 長崎県消費生活センター（☎095-824-0999）